

## 社会福祉法人ひまわり福祉会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり福祉会（以下「この法人」）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」）の報酬について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の理事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- (2) 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出

席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。  
2 報酬等は、現金により本人に支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づき支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事（日額）

理事会への出席 1 回につき	5, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

(2) 監事（日額）

理事会への出席 1 回につき	5, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

別表 2（評議員の報酬）

(1) 評議員（日額）

評議員会への出席 1 回につき	5, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円